

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.6.1時点

大阪府知事が決定した営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。
要請期間毎に申請が必要です。期限までにお忘れなくお手続きください。

(支給額については最高額)

	支給額	令和3年						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
第1期 協力金 (大阪府全域)	支給額:150万円 受付:大阪府	緊急事態宣言 (1/14-2/28)						
		要請 1/14 - 2/7	受付 2/8 - 3/22			再申請受付 4/27 - 5/14		
第2期 協力金 (大阪府全域)	支給額:126万円 受付:大阪府		要請 2/8 - 2/28	受付 3/8 - 5/14				
第3期 協力金 (府・市) (大阪市全域)	支給額:140万円 受付:大阪府			要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27			
第4期 協力金 (大阪市内)	<まん延防止等 重点措置区域協力金> 支給額:80~200万円※ 受付:大阪府			(注) 大阪市内と大阪 市外で要請期 間・内容及び支 給内容が異なり ます。	要請 4/5 - 4/24		受付 5/20~7/7	
(大阪市外)	支給額:96万円 受付:大阪府				要請 4/1 - 4/24		受付 5/20~7/7	
第5期 協力金 (大阪府全域)	支給額:148~370万円※ 受付:大阪府					緊急事態宣言(4/25-6/20)		
	※売上高減少方式を用いる場合、最大740万円				要請 4/25 - 5/31		受付 6/8~7/19	
第6期 協力金 (大阪府全域)	受付:大阪府						要請 6/1-6/20	

第5期の概要は、府ホームページをご参照ください。(詳細については、後日、ホームページ等でお知らせします。)